

事業主の皆さまには、法令に基づく

『特別徴収』による納入をお願いします

◆ **事業主(給与支払者)には、住民税を『特別徴収』する義務があります。**

給与所得者の個人の市町村民税・道民税（一般的に「住民税」と呼ばれます。）は、原則、給与から住民税額を引き去り、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。（地方税法第321条の4）

給与支払者は、所得税の源泉徴収と同様に、住民税額（月割額）を、給与所得者の毎月の給与（年12回）から引き去り、市町村に納入することになります。

- ※ 1 パートやアルバイトなど特別徴収が著しく困難な場合は、普通徴収の方法によることも可能です。
- 2 4月1日現在、65歳以上で公的年金に係る住民税額がある方は、その税額を普通徴収または年金特別徴収の方法で納入することになります。

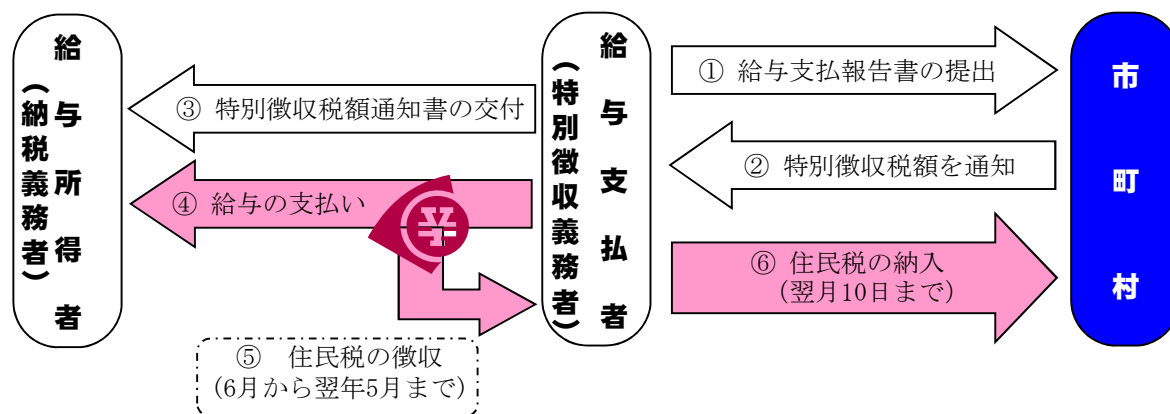
## 1 住民税の『特別徴収』とは？

給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月の給与を支払う際に、給与所得者（納税義務者）が納めるべき住民税額を引き去り、給与所得者に代わって市町村に納入する制度です。

## 2 特別徴収義務者とは？

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。特別徴収義務者は、市町村から通知する特別徴収税額の通知書に基づき、定められた住民税額（月割額）を、給与所得者の毎月の給与から引き去り、翌月10日までに、市町村に納入していただきます。

## 3 住民税の『特別徴収』の仕組み



### 【具体的な事務】

- ① 住民税の特別徴収・普通徴収の選択は、毎年1月31日までに提出する「給与支払報告書（総括表）」にその旨を記載し、報告人員欄に特別徴収及び普通徴収それぞれの人数を記入してください。
- ② 市町村では、提出された給与支払報告書や確定申告書等をもとに住民税額を計算し、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用，納税義務者用）を毎年5月に送付します。
- ③ 特別徴収義務者は、特別徴収税額決定通知書の納税義務者用を納税義務者ごとに切り離し、各個人（納税義務者）に交付してください。
- ④及び⑤ 特別徴収義務者は、毎月の給与から特別徴収税額決定通知書に基づき月割額を引き去ります。
- ⑥ 引き去りした月割額は、翌月の10日までに市町村に納入します。（納入する際の納入書は、5月に送付する特別徴収税額決定通知書に同封されます。）

## 4 住民税の『特別徴収』の納入を実施した場合のメリットなど

### ① 給与所得者の方の納税をする手間を省くことなどが出来ます。

給与支払者がまとめて市町村に納入するため、給与所得者が金融機関等に納税に赴く必要がなくなります。

また、住民税の納め忘れも防ぐことができます。

### ② 給与所得者の1回あたりの税負担が少なくなります。

年税額を毎月の給与から年12回に分けて納入することから、普通徴収（通常は6月、8月、10月、翌年1月に納付書により納付）による納付より、1回あたりの納税額が少なくすみます。

### ③ 給与支払者が住民税の税額を計算する必要はありません。

所得税の源泉徴収制度とは異なり、給与支払者が住民税の税額計算をする必要はありません。

市町村が、提出された給与支払報告書などにに基づき住民税額を計算し、給与所得者ごとの住民税額を給与支払者に通知しますので、その税額を納入していただくだけです。

## 5 従業員が常時10人未満である場合

市町村に申請し承認を受けることにより年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。

●市町村の承認を受けた場合は、6月から11月までの分については12月10日まで、12月から翌年5月までの分については6月10日までに、それぞれ納入することができます。

## 6 従業員が退職や転勤をした場合

特別徴収の方法によって納税している給与所得者が、退職・休職・転勤等により給与から徴収できなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を住民税担当係に提出してください。

●退職や休職等の場合は、月割額とまだ徴収していない税額を合わせて徴収し、まとめて納めていただくか、普通徴収の方法により、給与所得者が納付書により納めることとなります。

●転勤や転職等により勤務先が変わった場合、新しい勤務先で特別徴収を継続することも可能です。

## 7 年の途中で住民税の税額に変更があった場合

特別徴収税額に変更があった場合は、特別徴収税額変更通知書を送付いたしますので、翌以降の月割額は変更後の税額により徴収し、納入書等の合計額も変更して納入してください。

日高管内各町と日高振興局は、住民税の『特別徴収』の  
実施事業主の拡大に取り組んでいます。

**住民税の『特別徴収』を行う場合の手続きなどの詳しいことは、  
従業員の方の住所地の町（住民税担当係）にお問い合わせください。**

・日高町役場	税務課	(01456)2-6184 (直通)
・平取町役場	税務課	(01457)2-2224 (直通)
・新冠町役場	財務課税務グループ	(0146)47-2115 (直通)
・浦河町役場	税務課	(0146)26-9032 (直通)
・様似町役場	税務課	(0146)36-2114 (直通)
・えりも町役場	税務課	(01466)2-4620 (直通)
・新ひだか町役場	税務課	(0146)43-2111 (代表)